

## 平成30年度 実地指導改正改善項目

| 是正・改善指示事項   | 是正・改善状況（改善計画）   |
|---|---|
| <p>【デイサービスセンターむつみ苑（指定通所介護）】</p> <p>◆文書により改善報告を求めるもの</p> <p>1. 「変更届」について</p> <p>指定通所介護事業所は、指定に係る事業所の「従業員の職種・員数及び職務の内容」に関する変更があったときは、4月の配置状況を前年度4月の配置状況と比較し、増減がある場合に5月末までに知事に届け出なければならない。</p> <p>しかしながら、貴事業所では、職員の増減があるにもかかわらず変更届が提出されていなかったため、平成30年4月の配置状況を記載した運営規程と共に変更届を提出すること。</p> <p>（介護保険法第75条第1項、平成30年6月手引きP173）</p> <p>2. 「通所介護計画」について</p> <p>指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、貴事業所では、管理者が通所介護計画を作成したことが明確ではないので、明確にすること。</p> <p>（居宅基準条例第106条第1項、解釈通知）</p> <p>◆文書による改善報告を求めないもの</p> <p>該当事項なし</p> | <p>1. 「変更届」の提出について</p> <p>平成30年4月1日付のデイサービスセンターむつみ苑（サテライトを含む。）の職員配置状況について、変更した管理運営規程と共に変更届を提出しました。</p> <p>2. 「通所介護計画」作成者の明確化について</p> <p>通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って、管理者及びサービス提供に係る職員が共同して利用者ごとに作成していますが、管理者の計画作成の証が不明でした。</p> <p>管理者は、介護支援専門員の資格を保有する者であり、今後は通所介護計画の作成者としての記録を残し、明確化します。</p> |